

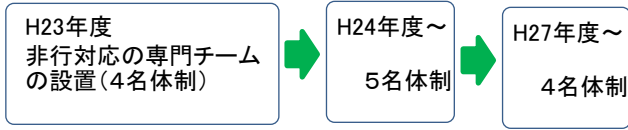
児童相談所では、少年非行の問題への相談業務においていじめ問題に関わるケースが多い実態がある。



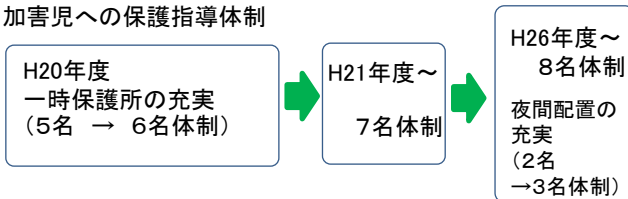
非行対応の専門チームの設置等による相談支援体制の充実・強化

(1) 中央児童相談所の相談支援体制の充実・強化

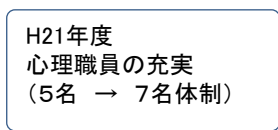
○ 加害児や家庭への指導体制



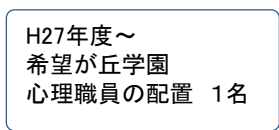
○ 加害児への保護指導体制



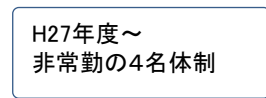
○ 被害児への心理的ケア体制



○ 加害児への心理的ケア体制



○ 休日・夜間の電話相談体制の充実



(2) 関係機関との連携強化

- 少年サポートセンターと中央児童相談所との連携を強化することにより、早期からの少年非行の防止対策を強化 (H26年度～)

少年サポートセンターの機能強化

- ・福祉専門職2名(児童福祉司・児童心理司)の配置
- ・非行相談援助活動、立直り支援の取組を強化

少年サポートセンターの役割

初期型非行への対応

- ・初期型非行の深刻化が懸念される子どもを、各学校・教委と連携して支援

- ・深刻化懸念のケースは児童相談所の非行相談チームと定期的な会議で情報共有し、調整

児童相談所の役割

深刻化した非行への対応

- ・一時保護や施設措置への具体的な対応

中央児童相談所による支援

- ・児童福祉司・児童心理司の派遣
- ・ケース管理、進捗管理への技術的支援
- ・定期的なケース情報の共有会議への参加
- ・一時保護や施設への措置などへのスムーズな引き継ぎ

◆ 平成27年度からの取組

- ・専任所長の配置
- ・専門性・機動性・総合力をより発揮するために3班体制からタスクフォース体制に変更
- ・初期型非行への対応に向けた小学校との情報連携の強化 [H26面接・相談支援] 心理司:32名338回、福祉司:64名426回

2 民生・児童委員等と学校・家庭などが連携した地域の見守り活動の推進

事業内容

- ◎ 民生・児童委員及び主任児童委員が学校や家庭と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みを県内に定着・普及させる。
具体的には、養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な相談や支援が行える体制を小学校単位で作る。

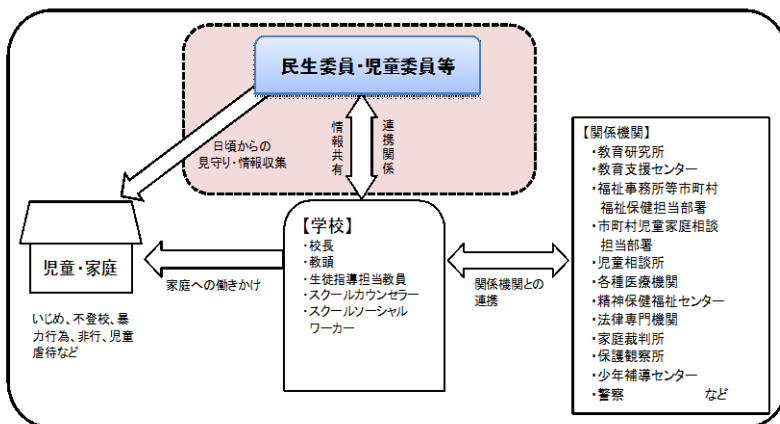
H27年度の目標

- ◎ 県内の児童数100人以上の小学校91校のうち、82校(90%)以上で事業を実施 (参考) 県内全小学校(196校)のうちH26は、高知県内の112校で実施
- ※高知県民児童と目標達成に向けて、協働で取り組むことを確認(6/3)



非行防止対策の取組みによる各小学校単位での子どもを見守る仕組みが、結果としていじめ問題に関わることとなる。

○ 学校と連携した活動の姿



【各機関の役割】

- 学校**
 - ・教頭等による連携窓口役
 - ・スクールソーシャルワーカー等と民生・児童委員等との連携ができるような関係作り
- 民児連**
 - ・児童、保護者、学校との関係作りを強化するための組織的な活動
- PTA**
 - ・民児連、学校との協働
- 市町村**
 - ・学校や民生児童委員等の連携のコーディネート
- 県(児童家庭課・人権教育課)**
 - ・事業全体の進行管理、調整
 - ・各機関からの要望に応じた支援